

新城市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付事務取扱要領

この要領は、新城市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

1 対象設備(要綱第3条関係)

「住宅の屋根等」とは、申請者が居住する住宅の屋根及び倉庫、車庫など申請者が居住する住宅に付随する建物のことをいう。

2 補助対象者(要綱第2条関係)

- (1) 「併用住宅」とは、申請者が住民登録しており（新築の場合は住民登録予定であること）、居住するための要件を備えている併用住宅のことをいう。
- (2) 「過去に同一設備で同様の補助金を受けていない」とは、既設の設備を増設する場合には、既設の設備がこの要綱及び廃止された新城市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金又は、新城市耐震改修時省エネ改修補助金に基づき補助を受けた対象設備である場合は認められないことをいう。

3 交付申請(要綱第6条関係)

- (1) 申請書受付期間は、年度ごとに4月10日から（閉庁日の場合は次の開庁日から）受け付けることとする。また、交付決定通知前の工事着工は認めないこととし、工事着工予定日の10日前までに補助金交付申請書を提出することとする。なお、予算範囲（別に定めるものとする）を超えた日に複数の申請があった場合については抽選を行うこととする。
- (2) 別表第3に掲げる「その他市長が必要と認める書類」とは、交付申請書の記載内容及び添付書類のみでは交付決定に係る審査が困難な場合に提出を求める書類のことをいう。

4 実績報告(要綱第8条関係)

- (1) 別表第4に掲げる「市長が必要と認める書類」とは、次に掲げるものとする。
 - ア 実績報告書の記載内容及び添付書類のみでは補助金交付額の確定に係る審査が困難な場合に提出を求める書類のことをいう。
 - イ 「設置した太陽光モジュールの全ての製造番号票の写し」が添付できない場合の「設置した太陽電池モジュールの製造者又は製造者を代行する業者が発行した出力対比表の写し」
- (2) 第8条第2項第1号に掲げる太陽光発電設備の事業完了日について、電力会社との系統連系・受給開始日が3月10日以前で電力会社からの系統連系・受給契約のお知らせ発行日が3月10日を超える場合は、提出書類の不添付についての理由書（任意様式）を添付し提出することとする。なお、系統連系・受給契約のお知らせが届いた段階で速やかにお知らせの写しを提出することとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から適用する。